

# お知らせ



## 特別徴収（仮徴収）

### の通知が届いたら

平成20年度から、国民健康保険制度の変更により、一定の要件を満たす場合に国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）を開始しました。今年4月の年金支給分から特別徴収（仮徴収）する人には、3月末までに通知書を送付します。

#### 1. 特別徴収となる人の要件

国民健康保険に加入し、次の要件を満たす人（世帯主）

- ①世帯内の加入者が全員65歳から74歳
- ②世帯主の介護保険料が特別徴収されている
- ③世帯主が受給する年金が年額18万円以上
- ④特別徴収される介護保険料と国民健康保険税の合計額が、世帯主が受給する年金額の1/2以下

※平成20年度中に転入などで加入者の異動があり、前記の要件を満たすことになった世帯（世帯主）についても、4月以降に支給の年金から特別徴収（仮徴収）を開始します。

#### 2. 年金からの特別徴収月

「仮徴収」年税額が決定する前の4月・6月・8月支給分の年金から、仮税額で特別徴収します。

「本徴収」年税額が決定した後、年税額から仮徴収税額を差引いた額を10

月・12月・2月支給分の年金から特別徴収します。

※「仮の税額」は、原則として前年度の税額税率を基に算出します。

※仮徴収税額については、所得等の要件により6月の徴収分から金額を変更する場合があります。

※「平成21年度の年税額」―「仮徴収税額」＝「本徴収税額」となります。

#### 3. 「特別徴収」と「口座振替」で納付方法を選択

希望する人は、市役所への「申し出」により特別徴収ではなく口座振替による普通徴収で納めることができます（保険税年税額の総額は変わりません）。納付方法の変更は、口座振替が条件です。納税通知書による納付には変更できませんのでご注意ください。また、特別徴収を停止し、口座振替に変更するためには、「申し出」をしてから2か月以上かかりますので、ご注意ください。

なお、口座振替による納付で滞納した場合（口座から引落しができなかった場合は、特別徴収に切り替えることがあります）。

世帯主以外の口座から引落しを希望される場合でも、納税通知書などは送付先（納税義務者）は世帯主

となります。  
納めた国民健康保険税は、確定申告や住民税申告のときに社会保険料控除として申告することができます。特別徴収する人が、「申し出」により口座振替での納付に変更した場合、口座名義人の社会保険料控除として申告できます。

#### 4. 納付方法変更の「申し出」に必要なもの

次のものを課税課へ提出してください。

①国民健康保険税納付方法変更申出書（課税課窓口に用意してあります）

②山武市口座振替依頼書兼自動振込利用申込書（依頼者控）

※新たに口座振替で納付する人や、今までと異なる口座で振替納付をする人は、「申し出」前に金融機関で口座振替の手続きが必要です。

③申出者（世帯主または世帯員）の国民健康保険証

④印鑑（自動印不可）

問 課税課

☎(80)1281

#### 税務署からのお知らせ

##### 個人事業者の消費税および地方消費税の申告は3月31日まで

個人で消費税の課税事業者は、3月31日（火）までに平成20年分の「消費税および地方消費税の確定申告書」

の提出・納付が必要です。

◆消費税の納税も銀行・郵便局などの金融機関の預貯金口座から振替納税ができます。

希望する人は、税務署または金融機関窓口で3月31日（火）までに手続きをしてください。

#### 所得税・住民税・住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）などの申告はお済ですか？

市では所得税（簡易なもの）、住民税の申告相談を3月16日（月）まで受付けています。まだお済みでない人は早め

に申告しましよう。また、税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅

ローン控除額を翌年度の住民税（所得割）から控除できる措置が創設されています。申告書の提出期限は3月16日（月）までとなりますのでご注意ください。（詳しくは広報1月号8頁をご覧ください）

「本徴収」年税額が決定した後、年税額から仮徴収税額を差引いた額を10

問 東金税務署個人課税第1部門

☎(52)3121

【訂正とお詫び】広報2月号の111頁、公的年金等に係る特別徴収の記事のなかで、平成21年度における徴収方法の表中に誤りがありました。訂正をお詫びします。

（正）年税額の4分の1・年税額の6分の1  
（誤）年金額の4分の1・年金額の6分の1

☎／市外局番の記載のないものは『0475』です

広報さんむ 2009.3月 (12)